

みんなを確認しよう

原子力防災のしおり

< 3 >

原子力災害が発生したら・広域避難計画編



静岡県焼津市

この「しおり」は、焼津市ホームページの「原子力災害対策」に掲載された各ページを冊子のように印刷できるようにしたものです。このため、図表やイラスト、写真などの表現やレイアウトがホームページと異なる場合があります。

～ 市ホームページの掲載内容 ～

- 1 原子力災害を知るために
- 2 焼津市の原子力災害への対応と備え
- 3 原子力災害が発生したら・広域避難計画
- 4 広域避難先とガイドマップ

3. 原子力災害が発生したら・広域避難計画

原子力災害が発生したら

はじめに

ここでは、浜岡原子力発電所で原子力災害が発生したときに備えるため、原子力災害のときにどのような指示がだされ、どのように行動すればよいかという対応方法を「焼津市原子力災害広域避難計画」に基づいて紹介しています。

避難の対象となる範囲と判断基準

原子力災害対策では、発電所からの距離が概ね 31km 圏内の地域に対して重点的な対策がすすめられます。このうち、5km～31km 圏内の地域のことを『UPZ(緊急防護措置を準備する区域)』と呼びます。焼津市は多くがこの区域に含まれるため、市内全域を避難などの対象区域としています。

また、原子力災害が発生したときには、次の判断基準により、自宅への退避や遠方への避難などといった対応が必要となります。

避難などの判断基準（発電所の状況）

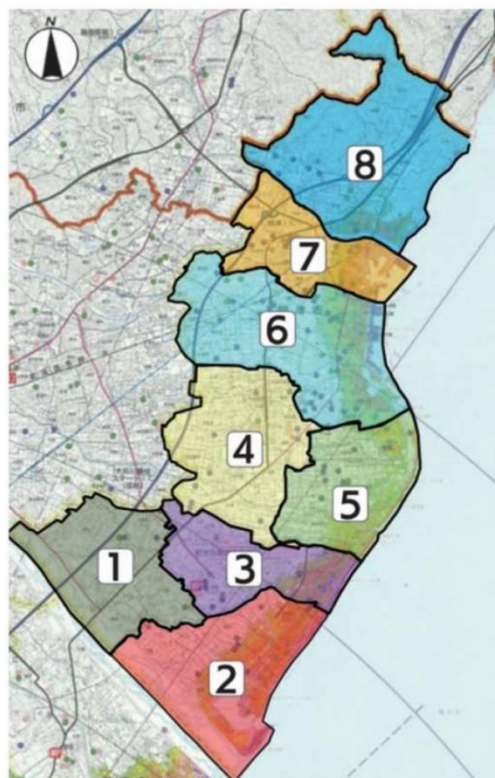


避難先と避難方法

地域ごとに出される避難指示

避難などを求めるときは、市内を 8 つの避難区域に分けて、それぞれの区域ごとに避難などの指示がされます。

区域	自治会別の対象地域
1	相川、西島、上泉、下江留、上新田、つつじ平
2	大井川南（中島区、飯淵区、利右衛門区）、吉永、高新田
3	大井川東（宗高区、上小杉区、藤守区、下小杉区）
4	大富第 18、大富第 19、大富第 20
5	和田第 21、和田第 22、港第 23
6	焼津第 1、焼津第 2、豊田第 8、豊田第 9、豊田第 10、小川第 11、小川第 12、小川第 13、港第 14
7	焼津第 3、焼津第 4、焼津第 5、焼津第 6、焼津第 7
8	東益津第 15、東益津第 16、東益津第 17



避難先と避難方法

避難指示が出たときには UPZ 圏外の市外に避難することになります。

市外に避難するときには、原則として、自家用車で避難してください。自家用車で避難ができない人は、地域の学校などに市が設置する「一時集合場所」から、バスなどで避難していただきます。

親戚や知人宅などに避難することもできますから、日頃から家庭内で相談することが重要です。

市の指定する避難先は、各自治会単位で避難先の市町などを定めています。

また、発生した災害の状況によって避難先が変わります。

自治会ごとの避難先は、焼津市ホームページの原子力災害コーナー「広域避難先とガイドマップ」で確認することができます。

災害状況による避難先

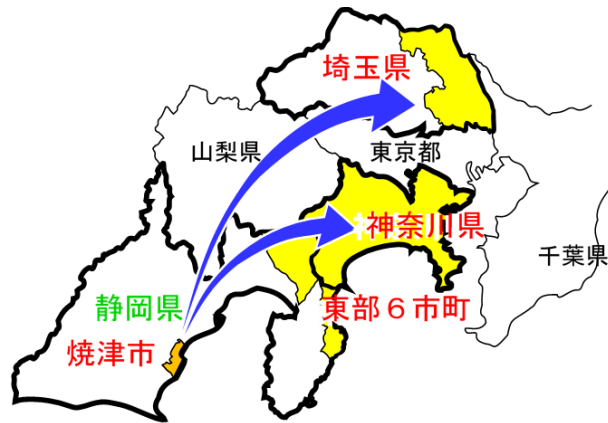
災害の状況	避難先	場所
原子力災害が単独で発生したとき	市が指定した「避難先 1」	静岡県内の東部 6 市町 神奈川県（県内の全市町村）
大規模地震等との複合災害で、 避難先 1 に避難ができないとき	市が指定した「避難先 2」	埼玉県 （県内の指定された 20 市町）
原子力災害が発生したとき	市が定めた避難先ではなく、 各自が用意した場所	UPZ 圏外の、親戚や知人宅をはじめホテルや旅館など

〈広域避難のイメージ〉

原子力災害では、放射線の影響を受けない場所に避難することが必要となります。

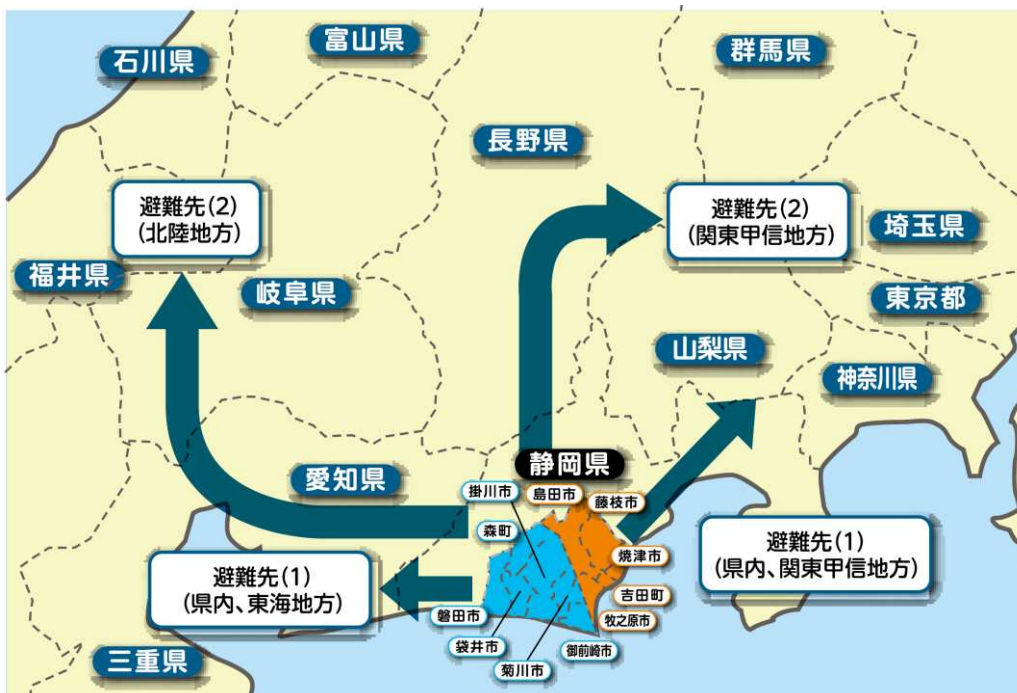
焼津市の広域避難

焼津市が指定する避難先は、
県内東部と神奈川県、埼玉県です。
（災害の状況により、避難先が変わります）



静岡県の広域避難

静岡県では、県内のUPZ圏外の市町をはじめ、関東甲信地方や
東海地方などを避難先と定めています。



原子力災害の発生から避難までの流れ

屋内への退避

原子力災害が発生したときには、まずは「屋内退避」の指示がでます。
自宅などに入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。
退避中は、テレビやラジオ、防災行政無線などから情報を収集したり、避難先の確認をしてください。

<屋内退避の指示が出されたときに注意したいこと>



市外への退避（広域避難）

原子力発電所から放射性物質が放出された後も「屋内退避」が継続されますが、市内で一定以上の放射線量が測定されたときには、避難指示がでます。速やかに避難行動をはじめてください。

放射線の量

- 1時間あたり500マイクロシーベルを超えたとき → ◆速やかに、避難するよう指示がでます。
- 1時間あたり20マイクロシーベルを超えると → ◆1週間程度内に、一時移転するよう指示がでます。

🐟 避難先への移動方法（広域避難）

1. 家用車で「避難退域時検査場所」を目指してください。

家用車で避難を初めます。家用車で避難ができない人は、地域の学校などに設置される「一時集合場所」で市が用意するバスなどに乗車してください。

避難する全ての人は、最初の目的地として「避難退域時検査場所」を目指します。

● 避難退域時検査場所の役割

高速道路や主要道などに静岡県が開設します。避難する人が放射性物質に汚染されていないことを確認して「検査済証」を発行します。万が一、避難途中に放射性物質が付いたときには除染をします。

避難退域時検査場所：ガイドマップ



2. 避難場所となる施設を案内する「避難経由所」に向かいます

「検査済証」を受け取ったら、避難先の市町に向かいます。避難先の市町では、避難場所となる施設を案内する「避難経由所」が開設されますので、ここを次の目的地としてください。

避難先の市町は各自治会単位で定められています。

自治会ごとの避難先は、この焼津市ホームページの「広域避難先とガイドマップ」で確認することができます。

● 神奈川県内に避難するときには途中でバスに乗り換えます。

「避難先Ⅰ」では、焼津地区の方は避難先が神奈川県内に指定されています。これらの方が避難するときは、静岡県東部に設置される「避難中継所」を次の目的地としてください。渋滞回避や駐車場確保のため、ここで、自家用車からバスに乗り換えて神奈川県内の「避難経由所」に向かいます。

3. 避難先となる施設に向かいます

避難経由所で案内された「避難所」に向かいます。避難所は、各市町が指定した公民館や学校などの公共施設になります。

4. 原子力災害の発生から避難までの流れ

図式化した「原子力災害の発生から避難までの流れ」を次のページで見ることができます

< 原子力災害の発生から避難までの流れ >

ステップ1

原子力発電所で緊急事態が発生

避難の準備

自宅での屋内退避 ← 自宅に戻ります

職場や学校など

◎ 情報収集や避難先の確認をします

ステップ2

市内からの避難指示

- > 放射性物資が確認されたとき
- > 避難指示は避難単位ごと

自宅

- > 原則は、自家用車で避難
- > 自家用車で避難できない人は、バス等で避難

市の定めた避難先への避難

自家用車で避難できない人

自家用車

徒歩

一時集合場所

バス

親類・知人宅への避難

自家用車

<経由地> 避難退域時検査場所

- > 「検査済証」の発行や簡易除染を行います

ステップ3

<経由地> 避難退域時検査場所

市の指定した避難先

単独災害の場合【避難先①】

避難中継所

バスに乗り換え

東部6市町の避難経由所

避難先の案内

県内東部6市町

神奈川県内の避難経由所

避難先の案内

神奈川県内

複合災害の場合【避難先②】

避難先①に避難できない時

埼玉県内の避難経由所

避難先の案内

埼玉県内

各自で定めた避難先

◎UPZ圏外の親類・知人宅をはじめホテルや旅館などに避難することも可能です

避難をするときに注意すること

原子力災害における避難についても、地震などでの避難と同様の準備が必要です。

- ◎ 電気ブレーカーを落としたり、ガスの元栓を閉める。
- ◎ とおり近所に声をかけて避難する。
- ◎ 非常持出し品として飲料水や食料、着替えなどを用意する。…など

これらのほか、原子力災害での避難時の特徴としては、マスクや帽子、カッパがあると、放射線物質を吸い込んだり、皮ふに付着したりすることを減らすことができます。

【お問い合わせ】

所属課室： 焼津市防災部地域防災課 地域防災担当

住 所： 郵便番号 425-0041 静岡県焼津市石津 1 丁目 6-1 (消防防災センター2 階)

電話番号： 054-623-2554

ファクス番号： 054-625-0132

Email: tiikibousai@city.yaizu.lg.jp